

## 掲示事項

令和7年3月31日現在

### 運営規程の概要

フリガナ	トクベツヨウゴロウジンホームズランノ		サービスの種類	介護老人福祉施設
事業所名	特別養護老人ホームすずらの園		事業所番号	1571100229
所在地	〒954-0036 見附市田井町1715番地1		フリガナ	キネフチ カズミ
			管理者	杵渕 和美
連絡先	電話番号	0258-61-3520	FAX番号	0258-61-3521
入所定員	50名(個室×26室、2人×12室)			
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		
その他の費用	食費1日 1.980円、居住費 多床室 1.120円 個室 1.420円、入所者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費、理美容代実費			

### 従業者の勤務体制

職種	員数(実人数)		備考
	常勤	非常勤	
医師		1名	嘱託医:田崎医院
看護職員	4名以上		常勤職員 名機能訓練指導員兼務
介護職員	21名以上	2名以上	
生活相談員	2名以上		
機能訓練指導員	1名以上		
栄養士又は管理栄養士	1名以上		
介護支援専門員	1名以上		

### 秘密の保持

○当施設の従業員は、その業務上知り得た入所者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。

○当事業者は、従業員が当施設の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た入所者及びその家族の秘密の保持を行います。

○当事業者は、サービス担当者会議等において入所者の個人情報を用いる場合は入所者の同意を、入所者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

### 利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、次の基本利用料のうち、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額です。

《介護老人福祉施設》

**【基本部分（従来型個室）】**

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担1割の場合） ※（注2）参照
要介護1	5,890円	589円
要介護2	6,590円	659円
要介護3	7,320円	732円
要介護4	8,020円	802円
要介護5	8,710円	871円

**【基本部分（多床室）】**

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担1割の場合） ※（注2）参照
要介護1	5,890円	589円
要介護2	6,590円	659円
要介護3	7,320円	732円
要介護4	8,020円	802円
要介護5	8,710円	871円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

**【加算】**以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額※	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
日常生活継続支援加算	重度の要介護状態の者や認知症の者、たんの吸引等が必要な者のいずれかが入所者の総数に対し一定の割合を占めている場合（1日につき）※（注1）	360円	36円
看護体制加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）	60円	6円
看護体制加算（Ⅱ）	※それぞれの要件を満たした場合、加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できる。	130円	13円
夜勤職員配置加算	最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置され入所者への医療ニーズへの対応を行っている場合（1日につき）	280円	28円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1日につき）	120円	12円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1月につき）	200円	20円
個別機能訓練加算（Ⅲ）	Ⅱの要件を満たした上で、口腔衛生管理加算（Ⅰ）及び栄養マネジメント強化加算を算定しており、各担当者間で情報共有しながら定期的に計画等の見直しを行っている場合（1月につき）	200円	20円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
ADL維持等加算（Ⅰ）	心身機能の重度化を防止し、機能を維持できているかを評価し条件を満たした場合（1月につき）	300円	30円
ADL維持等加算（Ⅱ）		600円	60円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（1日につき）	2,000円	200円
再入所時栄養連携加算	入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携を行った場合（1回につき）	1回に限り2,000円	200円
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合（1月に1回を限度）	1回につき2,000円	200円
退所時等相談援助加算	① 退所前後訪問相談援助を行った場合	1回につき4,600円	460円
	② 退所時相談援助を行った場合	1回に限り4,000円	400円
	③ 退所前の連携・調整を行った場合	1回に限り5,000円	500円

退所時情報提供加算	医療機関へ退所する際に、退所先の医療機関に対して利用者の心身の状況等の情報を提供した場合（1人につき1回に限り）	1回に限り2,500円	250円
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士による栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取組を実施し、入所者の栄養状態の改善、維持に努めた場合（1日につき）	110円	11円
経口維持加算（Ⅰ）	必要な体制が整備され、摂食機能障害があり著しい誤嚥が認められる者に、継続して経口による食事摂取を進める為の特別な管理を行った場合（1月につき）	4,000円	400円
経口維持加算（Ⅱ）	必要な体制が整備され、摂食機能障害があり誤嚥が認められる者に、継続して経口による食事摂取を進める為の特別な管理を行った場合（1月につき）	1,000円	100円
経口移行加算	必要な体制が整備され、経管による食事摂取の方などが経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合（1日につき）	280円	28円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	口腔衛生管理体制加算を算定しており、かつ歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合（1月につき）	900円	90円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	口腔衛生管理体制加算を算定しており、かつ歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い口腔衛生等の管理の実施に当たって必要な情報を活用した場合（1月につき）	1,100円	110円
療養食加算	1日に3回を限度とする。（1回につき）	60円	6円
配置医師緊急時対応加算	当施設配置医師が通常の勤務時間外や早朝、夜間又は深夜に訪問して入所者に対し診察を行った場合（1回につき）	早朝・夜間の場合 6,500円	650円
		深夜の場合 13,000円	1,300円
		勤務時間外の場合 3,250円	325円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	協力医療機関との間で実効性のある連携体制を構築し、情報共有のための会議を定期的に開催している場合（1月につき） （協力医療機関の要件を満たす場合）	令和7年3月31日まで 1,000円	100円
		令和7年4月1日以降 500円	50円
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	協力医療機関との間で実効性のある連携体制を構築し、情報共有のための会議を定期的に開催している場合（1月につき） （加算Ⅰ以外の協力医療機関と連携している場合）	50円	5円
特別通院送迎加算	透析を要する利用者へ対し、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合（1月につき）	5,940円	594円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	協力医療機関等との間で新興感染症や一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し、適切な対応を行った場合（1月につき）	100円	10円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		20円	2円
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策や医療機関との連携を行った上で介護サービスを提供した場合（1月に1回、連続する5日を限度）	2,400円	240円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提出した場合（1月につき）	1,000円	100円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		100円	10円
看取り介護加算（Ⅰ）	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合（1日につき）	死亡日以前 31日以上45日以下 720円	72円
		死亡日以前 4日以上30日以下 1,440円	144円
		死亡日の前日 及び前々日 6,800円	680円
		死亡日 12,800円	1,280円
看取り介護加算（Ⅱ）	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合で入所者に対する緊急時の対応を施設医師・協力医療機関と連携していること（1日につき）	死亡日以前 31日以上45日以下 720円	72円
		死亡日以前 4日以上30日以下 1,440円	144円
		死亡日の前日 及び前々日 7,800円	780円

		死亡日 15,800円	1,580円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価するとともに、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等の活用を行った場合(1月につき)	30円	3円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生のない場合(1月につき)	130円	13円
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	褥瘡の発生予防のため継続的に入所者ごとの褥瘡管理を行った場合(1月につき/3月に1回を限度として)	100円	10円
排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつに介護を要し要介護状態の軽減の見込みについて評価するとともに、排せつ支援に当たって当該情報等の活用を行った場合(1月につき)	100円	10円
排せつ支援加算(Ⅱ)	排せつ支援加算Ⅰの要件を満たし、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が無く、またはおむつ使用ありから使用なしに改善していること。(1月につき)	150円	15円
排せつ支援加算(Ⅲ)	排せつ支援加算Ⅰの要件を満たし、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が無く、かつおむつ使用ありから使用なしに改善していること。(1月につき)	200円	20円
排せつ支援加算(Ⅳ)	排泄に介護を要する利用者へ支援計画に基づく支援を継続的に行った場合(1月につき/6月以内の期間に限り)	1,000円	100円
自立支援促進加算	医師が施設入所時に、入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、医学的評価の見直し、医学的評価の結果等の当該情報等の活用を行った場合(1月につき)	2,800円	280円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者・利用者ごとの、入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。(1月につき)	400円	40円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入所者・利用者ごとの、入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。(1月につき)	500円	50円
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回限り)	200円	20円
在宅サービスを利用した時の費用	外泊時に在宅サービスを利用した場合(1月に6日を限度として)	5,600円	560円
在宅復帰支援機能加算	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している施設(1日につき)	100円	10円
在宅・入所相互利用加算	在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を十分に行い、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて、施設の同一個室を計画的に利用する場合(1日につき)	400円	40円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合(1日につき)	30円	3円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定し、かつ認知症介護指導者研修修了者を配置し、研修計画を実施した場合(1日につき)	40円	4円
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	重度の認知症の利用者が半数以上おり、認知症介護に係る研修等を終了した者を1名以上含む複数人の介護職員で構成されたチームによるケアを提供している場合(1月につき)	1,500円	150円
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		1,200円	120円
外泊時加算	病院への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合(月6日限度)(1日につき)	2,460円	246円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1日につき)※(注1) ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定する。	220円	22円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		180円	18円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		60円	6円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たす場合※(注2) ※加算Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の14.0%	左記額の1割
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の13.6%	左記額の1割
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の11.3%	左記額の1割

介護職員等 処遇改善加算(Ⅳ)		1月の利用料金 (基本部分+各種加算 減算)の9.0%	左記額の1割
--------------------	--	-----------------------------------	--------

(注1) サービス提供体制強化加算は、日常生活継続支援加算との重複はありません。  
(注2) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

#### 事故発生時の対応

○当事業者は、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○当事業者は、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

○当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

#### 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の急変等があった場合は、協力病院において適切な対応がなされるよう必要な措置を講じます。

協力病院	名称	見附市立病院
	所在地	見附市学校町 2-13-50
	連絡先	0258-62-2800

#### 非常災害対策

当事業者は、施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

苦情処理の体制…・別紙2のとおり (「入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

#### 第三者評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1あり	直近の実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	2なし		